

2016年11月

# IASB<sup>®</sup> 作業計画 2017-2021年

2015年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメント





2016年11月

IASB 作業計画 2017-2021年

2015年アジェンダ協議に関する  
フィードバック・ステートメント

IASB® *Work Plan 2017-2021* (Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation) is published by the International Accounting Standards Board (the Board).

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (the Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

#### Copyright © IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [licenses@ifrs.org](mailto:licenses@ifrs.org).

Copies of IASB® publications may be obtained from the Foundation's Publications Department. Please address publication and copyright matters to [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of this publication has not been approved by a review committee appointed by the Foundation. The Japanese translation is copyright of the Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'IFRS Taxonomy®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Licensor on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office at 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH.

2016年11月

IASB 作業計画 2017-2021年

2015年アジェンダ協議に関する  
フィードバック・ステートメント

「IASB®作業計画 2017-2021年」（2015年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメント）は、国際会計基準審議会（当審議会）が公表したものである。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求若しくは損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきではない。

### コピーライト © IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団に連絡されたい（[licences@ifrs.org](mailto:licences@ifrs.org)）。

IASB®公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権については、[publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) に照会するか又はウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物の日本語訳は、当財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、当財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、それには ‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS®ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs®ロゴ、the ‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘IFRS Taxonomy®’ 及び ‘SIC®’ などがある。商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて許諾権者から利用可能である。

IFRS財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

## IASB 議長ハンス・フーガーホーストによる序言

---

我々の使命は、世界中の金融市場に透明性、説明責任、及び効率性をもたらすことです。この使命を遂行するための戦略と作業計画を提示するにあたり、我々は定期的に公開のアジェンダ協議を行うことによって価値あるインプットを得ています。

我々は直近のアジェンダ協議を 2015 年に開始しました。このフィードバック・ステートメントでは、我々が受け取ったメッセージとそれらが当審議会の 2021 年までの期間についての作業計画をどのように形成したのかを説明します。このプロセスからの 4 つの主要な結論は以下のとおりです。

### 残っている基準設定プロジェクトの完了

最近 2 年間ほどの間に、我々は、金融商品、収益、及びリースに関する 3 つの主要なプロジェクトを完了させました。利害関係者は、保険契約及び概念フレームワークに関する残りの作業を完成させるという我々の計画を強く支持しました。これらは引き続き最優先事項となります。

### 財務報告におけるコミュニケーションの改善

財務諸表は、会社経営者が投資者とコミュニケーションを行うためのツールです。こうしたコミュニケーションのすべてができる限り効果的なものとなることを確保するために、財務情報がどのように表示されるのか、どのようにグループ分けされるのか、どのような形式で利用可能となっているのかを新たな目で見直します。その際に、前回のアジェンダ協議の後に開始した開示に関する取組みも完了させます。

### 適用支援の継続的な開発

我々は、審議会は利害関係者が新しい IFRS 基準を適用する際の支援を提供する作業を継続すべきであるという強い確認を受けました。我々は、適用支援（オンライン・サポートを含む）を引き続き開発し、規制機関などの他の機関と引き続き協力していきます。

### 焦点をより絞ったリサーチ・プログラム

我々は、2011 年アジェンダ協議で受け取ったフィードバックへの対応としてリサーチ・プログラムを導入しました。2015 年に、基準設定プロジェクトを開始する前に証拠の収集に重点を置くことについて大いに支持する声を聞きました。基準設定において証拠に基づくアプローチによることを我々は公約しています。利害関係者の負担を軽減するため、特定の時点で作業するトピックの数を制限することを決定しました。これにより、我々の結論を適時に伝えることが可能になるでしょう。

### ありがとうございます

このプロセスに参加し、当審議会が今後 5 年間の優先事項を決定する助けとなった皆様に感謝申し上げます。世界の IFRS コミュニティの協力を得てこれらの優先事項に取り組むのを楽しみにしています。



A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Hans Fuggerhast'. The signature is fluid and cursive, written on a light-colored background.

ハンス・フーガーホースト

IASB 議長





## 目次

	<i>開始ページ</i>
最近の4年間：2012年から2015年	6
2015年協議プロセス	10
当審議会の作業計画設定に対するアプローチ	13
今後5年間の作業計画のテーマ	
1 残っている基準設定プロジェクトの完了	15
2 財務報告におけるコミュニケーションの改善	16
3 適用支援の継続的な開発	18
4 焦点をより絞ったリサーチ・プログラム	21
アジェンダ協議の頻度	34
その他のフィードバック	35
2016年10月20日現在の作業計画	39
コメント提出者	41

## 最近の 4 年間 : 2012 年から 2015 年

---

国際会計基準審議会（当審議会）は、最初のアジェンダ協議を 2011 年に行い、当該協議に関するフィードバック・ステートメントを 2012 年に公表した（2012 年フィードバック・ステートメント）。2012 年フィードバック・ステートメントでは、当審議会は次の 3 つの領域に焦点を当てると述べていた。

- (a) 適用及び維持管理（適用後レビューを含む）
- (b) 「概念フレームワーク」の改訂
- (c) 少数の主要な基準設定プロジェクト

また、基準設定に対するリサーチ主導のアプローチと、既存の開示要求の中の開示を企業がどのように改善し簡素化できるのかを検討するための開示に関する取組みを行う意向も示した。

### 当審議会は目標と比べてどのくらいの成果を挙げたか

#### 適用及び維持管理

当審議会は、IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）の支援を得て、IFRS 基準の維持管理に重点を置いてきた。

2012 年以降、当審議会は既存の基準に対する 16 件の狭い範囲の修正を公表した。また、さらに 16 件の個別的トピックを扱うために、3 サイクルの年次改善で行われた 3 組の修正も公表した。1 件の解釈指針 IFRIC 第 21 号「賦課金」を公表し、2 件の適用後レビュー（IFRS 第 8 号「事業セグメント」と IFRS 第 3 号「企業結合」について）を実施した。当審議会は、IFRS for SMEs 基準の見直しと修正も行った。

2012 年以降、当審議会は次のことによって維持管理及び適用支援も拡充した。

- (a) 解釈指針委員会に、より広範囲のツールを与えた。
- (b) 新基準の公表後に、より広範な適用支援を提供した（例えば、場合によっては移行リソース・グループの設置によって）。
- (c) 各法域にエンドースメント及びアドプションの支援を提供した。
- (d) IFRS 教育イニシアティブの開発を継続した。

IFRS 基準の適用を支援するための当審議会の取組みの詳細な記述は 18 ページから 20 ページ参照。

#### 概念フレームワーク

2011 年アジェンダ協議で寄せられたメッセージを受けて、当審議会は、概念フレームワークのプロジェクトを 2012 年 9 月に再開した。このプロジェクトの焦点を厳格に本質的な変更だけに当てるため、当審議会は当初、2015 年 9 月までに完了するという野心的な目標を設定した。当審議会は、2013 年にディスカッション・ペーパー、2015 年に公開草案を公表した。

当審議会は、改訂「概念フレームワーク」を 2017 年前半に公表する予定である。このトピックの詳細情報については 15 ページ参照。

## 基準設定プロジェクト

2012年以降、当審議会は、その時点で作業計画にあった主要な基準設定プロジェクト（収益、金融商品、リース、及び保険契約）の完了に重点を置いてきた。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」とIFRS第9号「金融商品」は2014年に公表された。IFRS第16号「リース」は2016年に公表された。当審議会は、新しい保険契約基準を2017年前半に完成させる予定である。

2011年アジェンダ協議を受けて、当審議会は作業計画に3つの基準設定プロジェクトを追加した。果実生成型資産、個別財務諸表における持分法の使用、及び料金規制対象活動についてのプロジェクトである。

果実生成型資産及び個別財務諸表における持分法の使用に関する作業は、2014年に、IAS第41号「農業」及びIAS第27号「個別財務諸表」の狭い範囲の修正を生じさせた。

2014年に、当審議会は暫定基準であるIFRS第14号「規制繰延勘定」も公表した。これは、当審議회가料金規制対象活動に関するプロジェクトを完成させる前にIFRS基準に移行する法域のために設計されたものである。このトピックの詳細情報については15ページ参照。

## リサーチ

2011年アジェンダ協議を受けて、当審議会はリサーチ・プログラムを設定した。そこでは、基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを決定する前に、解決すべき問題点を明確にすること及び実行可能な解決策が見出せるかどうかを評価することの必要性を強調している。リサーチ・プログラムについては、21ページから33ページでさらに論じている。

## 開示に関する取組み

当審議会は、財務報告における開示に関する公開の討議フォーラムを2013年1月に主催した。また、このトピックについてのアンケート調査も実施した。これらの活動についてのフィードバック・ステートメントは2013年5月に公表された。

当審議会はその後、開示に関する取組みを設置し、2013年に、開示を改善するための10項目計画を示した。これらの各項目についての進捗状況を次ページに要約している。

開示に関する取組みについての 10 項目計画	
項 目	現 状
<b>1-3 現行の重要性に関するガイダンスを明確化する</b>	
(a) 有用な情報を損なうおそれのある重要性のない開示を削減する。 (b) 重要性を財務諸表全体に適用する。 (c) 重要性を基準の開示要求のそれぞれに適用する。	IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を 2014 年 12 月に修正
<b>4-5 注記の順序（会計方針を含む）に関するガイダンスを明確化する</b>	
(a) 注記の所定の順序を示唆する文言を削除する。 (b) 注記における会計方針の場所に関する柔軟性を阻害する文言を削除する。	
<b>6 純債務の調整表</b>	
純債務の調整表の要求の追加を検討する。	IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」を 2016 年 1 月に修正
<b>7 重要性に関する追加的なガイダンスを開発する</b>	
監査基準設定主体及び規制機関と協力する。	IFRS 実務記述書の公開草案「財務諸表への重要性の適用」を 2015 年 10 月に公表
<b>8 新基準における開示目的</b>	
(a) 規範性のより低い文言を使用する。 (b) 開示目的に焦点を当てる。	新基準の公表につれて継続
<b>9 新たな開示基準を作成するためのリサーチ</b>	
(a) 既存の要求事項の根本的な見直しを行う。 (b) 基本財務諸表の役割を検討する。	開示原則及び基本財務諸表のプロジェクトについての議論は 17 ページ参照
<b>10 既存の基準における開示要求を見直す</b>	
新しい開示原則を既存の基準にどのように適用できるのかを検討する	開示原則のディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを受けた後に開始（17 ページ参照）

財務報告におけるコミュニケーションの改善という当審議会のテーマが、2015 年アジェンダ協議で受け取ったメッセージからどのように開発されたのかの議論については 16 ページも参照。

## プロジェクトの完了に要した時間

主要な基準設定プロジェクトの完了には、当審議会が 2012 年に予想していたよりもずっと長い期間を要した。しかし、大半の利害関係者は次のことに同意している。

- (a) IFRS 基準が高品質であることが重要である。したがって、当審議会の審議は時間の制約によって制限されるものではなく、制限されるべきものでもない。
- (b) IFRS 基準の質を改善するための当審議会の継続的な取組みには、追加的な時間が必要となる。文案作成の品質にもっと重点を置くことや、新基準の適用により生じそうな影響の公表前のより完全性の高い分析などである。
- (c) 当審議会の基準設定デュー・プロセスは、透明性があり、グローバル・ベースでの適切な公開協議を含むものでなければならない。

2012 年に予想していた時期と、いくつかのプロジェクトの完了に実際に要した時間とを比較した結果、当審議会は次のようにしなければならないという結論を下した。

- (a) より現実的な目標を設定する。
- (b) 行動に焦点を当て、したがって、実施するプロジェクトの数（特にリサーチ・プログラムにおいて）を制限する。
- (c) 作業の優先順位をより明確にし、進捗状況を入念に監視する。

当審議会は、このフィードバック・ステートメントの残りの部分で、作業計画がこれらの結論をどのように反映しているのかを説明している。

## 2015 年協議プロセス

2015 年アジェンダ協議の目的は、今後 3 年間から 5 年間の戦略的方向性と当審議会の作業計画のバランスに関する意見を収集することであった。このフィードバック・ステートメントにおいて、当審議会はそれらの見解を要約し、それらが作業計画の形成にどのように役立ったのかを説明する。

### 意見募集

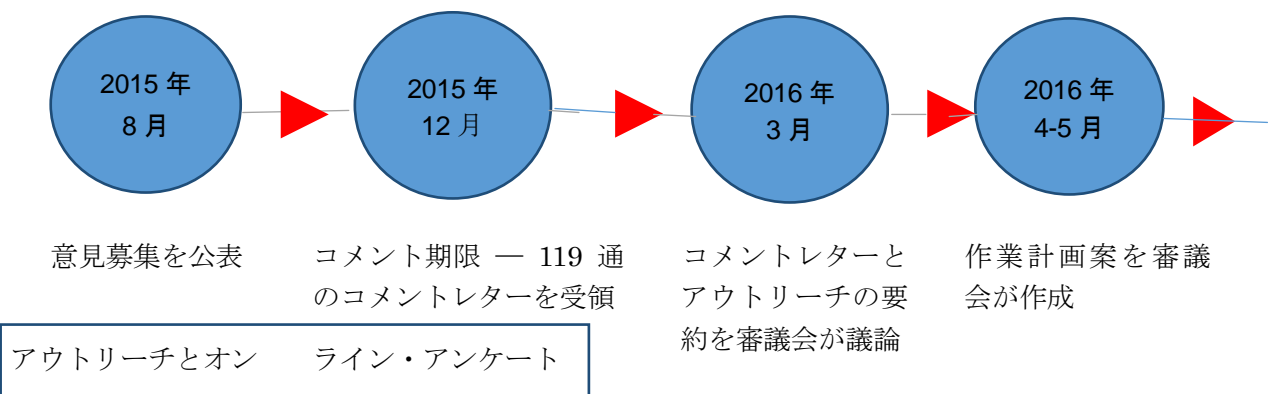
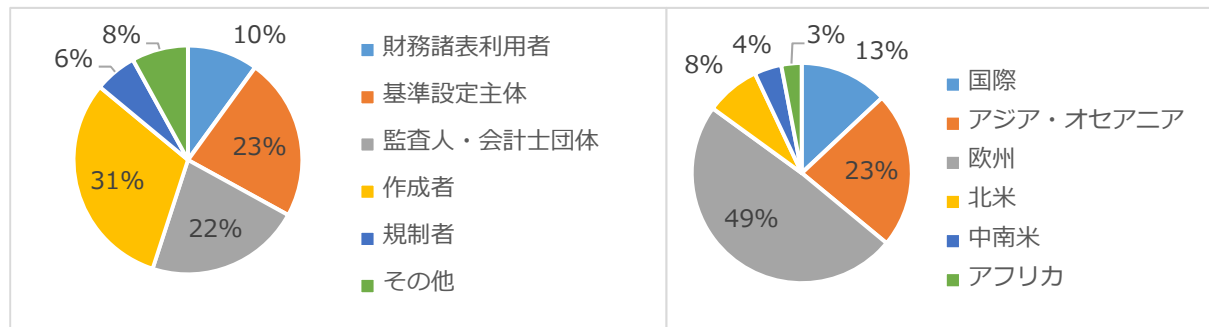
2015 年 8 月に、当審議会是一般のコメントを求めるために意見募集を公表した。コメント期限は 2015 年 12 月末であった。

この意見募集において、当審議会は以下に関する幅広い質問を行った。

- (a) 活動のバランス
- (b) リサーチ・プログラム
- (c) 基準設定プロジェクト
- (d) 維持管理活動及び適用支援
- (e) 変化のレベルとペース
- (f) アジェンダ協議の頻度

当審議会は 119 通のコメントレターを受け取り、すべてウェブサイト ([www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)) で公開している。コメント提出者は 41 ページから 43 ページに列挙している。

コメント提出者は広範囲の法域が含まれ、さまざまな役割を代表していた。



当審議会はコメントレターの要約を 2016 年 3 月に議論した。その際に議論されたアジェンダペーパー（24A）を当審議会のウェブサイトで公開している。

[www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2016/March/AP24A-2015-Agenda-Consultation.pdf](http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2016/March/AP24A-2015-Agenda-Consultation.pdf)

## IFRS 諮問会議

当審議会は、2015 年アジェンダ協議の全体を通じて、IFRS 諮問会議からの助言を求めた。諮問会議は当審議会の諮問機関であり、広範囲の地理的背景及び職業的背景からの 45 名以上のメンバーがいる。

諮問会議は 2015 年アジェンダ協議を 4 回の公開会議で議論した。それらの会議で、当審議会が意見募集を作成する際のインプットの提供、当該文書に対して寄せられたフィードバックの検討、当審議会がこのプロセスで作成した作業計画の構成及び表示の検討を行った。

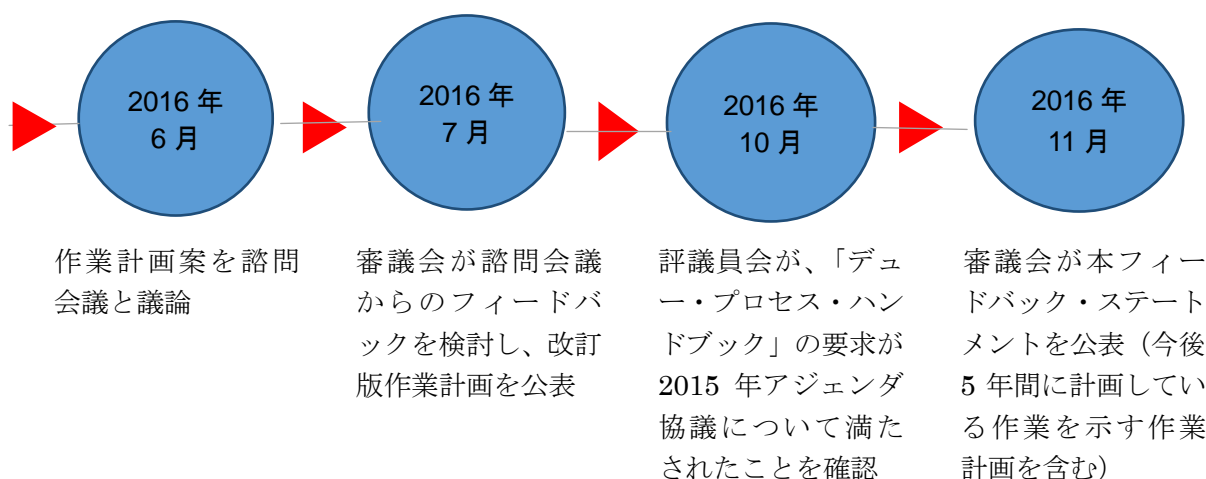
## IFRS 財団の評議員会

2015 年アジェンダ協議の全体を通じて、当審議会は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会にアップデートを提供することによって IFRS 財団の評議員会に情報を与え続けた。さらに、評議員会は 2015 年アジェンダ協議を 2016 年 5 月と 2016 年 10 月の会議で検討した。

## アウトリーチ

2015 年アジェンダ協議の一環として、当審議会は 30 回以上のアウトリーチ・イベントを多数の利害関係者及び諮問グループと実施した。資本市場諮問委員会、他の財務諸表利用者グループ（さまざまな各国の企業報告利用者フォーラムなど）、世界作成者フォーラム、新興経済圏グループ、各地域の基準設定グループ、各国の基準設定主体、各地域及び各国の規制機関等である。例えば、当審議会は 2015 年 9 月の世界基準設定主体会議から助言を求めた。会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）がその後に世界基準設定主体会議からの助言を検討するよう求められた。2016 年 7 月に、ASAF は、2015 年アジェンダ協議で受け取ったメッセージに対応して作成した当審議会の作業計画案についてもコメントした。

アウトリーチはさまざまな形式で行われ、これには、対面での会議、公開カンファレンスでのセッション、電話会議・ビデオ会議、及び地域的な討議フォーラムなどがあった。



## 投資者コミュニティへのアウトリーチ

投資者は財務諸表の主要な利用者である。したがって、彼らの見解は当審議会にとって特に関心のあるものである。当審議会は、前述のいくつかのアウトリーチ・イベントや、当審議会の投資者向けニュースレターでの 2015 年アジェンダ協議に関する最新情報の提供によって、投資者コミュニティの中での 2015 年アジェンダ協議の認知を高めた。2015 年アジェンダ協議は、2015 年 10 月に、*IASB Investor Perspectives* シリーズの *Back to the Future* と題する記事の主題ともなった。

意見募集に対し、当審議会は投資者から 12 通のコメントレターを受け取り、そのうち 9 通は投資者を代表するグループからの意見を報告したものであった。

当審議会は、投資者コミュニティに向けたオンライン・アンケート調査も実施し、86 名の投資者のほか、他のタイプの回答者 83 名が参加した。参加者は、当審議会のリサーチ・プロジェクトの相対的重要度と、より幅広い企業報告及びテクノロジーの論点について、意見を求められた。

当審議会は、投資者を代表するグループとの 9 回の会合も開催し、これには 2015 年 11 月の資本市場諮問委員会の公開会議が含まれている。

投資者からのフィードバックについては当審議会が 2016 年 4 月の会議で議論した。議論されたアジェンダペーパー (24C) は IFRS 財団のウェブサイトで公開している。

[www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2016/April/AP24C-Agenda-Consultation.pdf](http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2016/April/AP24C-Agenda-Consultation.pdf)

このフィードバック・ステートメントでは、投資者が他の種類の回答者が表明した見解とは異なる見解を有していた領域を分けて識別している。



## 作業計画の設定に対する当審議会のアプローチ

---

2015年アジェンダ協議で受け取ったフィードバックを検討して作業計画を決定した際に、当審議会には、フィードバックで提起された主要テーマ、当該協議と評議員会が実施した戦略レビューとの相互関係、利用可能な基準設定リソースの程度を考慮した。

### 主要テーマ

当審議会は、意思決定プロセスを2016年3月の会議で開始した。その際に、コメントレーター分析と協議の間に行ったアウトリーチの要約について議論した。

当審議会は、受け取ったフィードバックにおける4つの反復的なテーマを識別し、それらのテーマは作業計画の形成に役立った。その4つのテーマは次のものである。

- (a) 保険契約及び「概念フレームワーク」に関するプロジェクトを完了する必要性（15ページ）
- (b) 財務諸表の作成者と利用者との間のコミュニケーションの改善の促進の重要性（16ページから17ページ）
- (c) 新基準の適用支援の開発を継続することの重要性（18ページから20ページ）
- (d) 焦点をより絞ったリサーチ・プログラムの必要性（21ページから33ページ）

### 評議員会の戦略レビューとの相互関係

当審議会が作業計画について協議したのと同時期に、評議員会は組織の体制と有効性のレビューを実施した。評議員会は当該レビューの結果を2016年に「体制とその有効性についてのIFRS財団評議員会のレビュー：フィードバック・ステートメント」（評議員会の戦略レビュー）において報告した。

評議員会の戦略レビューで識別された次の2つのテーマは、作業計画の設定に対する当審議会のアプローチに直接に影響を与えた。

- (a) IFRS基準の目的適合性 — IFRS基準が、財務諸表利用者にとって有用な情報の提供を企業に要求することによって目的適合性を維持することが重要である。このテーマは、財務諸表の作成者と利用者との間のコミュニケーションの改善の促進という当審議会のテーマと結び付くものである。
- (b) IFRS基準の首尾一貫した適用 — IFRS基準の不整合な適用はIFRS基準の便益を損なう。直接的には、基準を使用する際に生成される情報の質の低下によって、また、間接的にはIFRSブランドが傷つくことによってである。首尾一貫した適用への支援は、新基準の適用支援の開発及び既存の基準の維持管理に当審議会が継続して重点を置くことにおいて強調されてきた。

### 基準設定リソース

作業計画を設定する際に、当審議会は、利害関係者が変更に対応する能力と、外部のリソースの使用について、当審議会自身のリソースの程度とともに考慮した。

高品質のグローバル基準の開発には、世界中のすべての種類の利害会計者が当審議会の提案に回答できることが必要となる。当審議会は、「協議疲れ」に関する利害関係者のコメントに敏感であり、

利害関係者が当審議会の提案に対応する能力が限定的でしかないことを承知している。

当審議会は、最近公表された主要な新しい IFRS 基準の導入が今後 5 年間にわたり利害関係者に与えるであろう影響についても承知している。したがって、作業計画を設定するにあたり、当審議会は、インプットの分量の増大は、提案であろうと最終基準であろうと、利害関係者の過大な負担となる可能性があることを懸念した。

意見募集に対するコメント提出者の一部は、当審議会は他の機関（各国の基準設定主体やさまざまな専門家など）ともっと緊密に協力すべきであると指摘した。当審議会自身のリソースの限界の克服と、行われる分析や他の作業の質の向上のためである。

当審議会は、他の組織との協力により、追加的なリソースが提供され、各国の状況や主題となる領域についての広範囲の技能と経験が供給される可能性があることに同意する。他方、他の機関との協力には、それらの機関と連絡を取りプロセスを効率的かつ効果的にするための若干の追加的な活動が必要となる。さらに、他の組織との協力によって追加的なリソースを得ても、利害関係者が変化に対処する能力についての本来的な限界は克服できない。

当審議会はすでに他の機関との活動を行っており、そうした相互関係を継続するために追加的なリソースを費やしてきた。当審議会は、プロジェクトごとに、他の機関とどのように協力するのが最善なのかを検討する予定である。

当審議会は、職員数（他の組織からの出向者や客員を含む）の現在のレベルをレビューした。このレビューの結果、当審議会は、既存のリソースのレベルは、今後 5 年間にわたり、利害関係者に過大な負担を掛けずに作業計画を実施することを可能にするために適切なものであると結論を下した。

## 今後 5 年間の作業計画のテーマ

### 1. 基準設定プロジェクトの完了

#### 寄せられた主要なメッセージ

- リース（2016 年に完了）と保険契約に関するプロジェクトの完了は優先度を高くすべきである。
- IFRS 基準を引き続き原則ベースのものとするのが重要である。
- 改訂「概念フレームワーク」の完成は優先度を高くすべきである。明確な原則に基づいた高品質の首尾一貫した基準の開発に必須のものだからである。

コメント提出者は、2015 年末時点で残っていた基準設定プロジェクト（リースと保険契約）の完了は優先度を高くすべきであると述べた。コメント提出者は、「概念フレームワーク」は明確な原則に基づいた首尾一貫した基準の開発に必須のため完成させるべきであるとも述べた。

当審議会は、2016 年 1 月に IFRS 第 16 号「リース」を公表して、リース・プロジェクトを完了した。当審議会は、完了の最終段階にある保険契約に関するプロジェクトの完了に非常に高い優先順位を与えている。当審議会は、「概念フレームワーク」は当審議会の基準設定と当審議会が提供する適用支援に必須のものであることに同意している。

当審議会は、保険契約と「概念フレームワーク」に関するプロジェクトは、いずれも、重要性と料金規制対象活動に関する他の 2 つの基準設定プロジェクトとともに、基準設定の作業計画に残すべきであると決定した。

基準設定プロジェクト	
プロジェクト	2016 年 10 月現在の状況
概念フレームワーク	2017 年前半に完了予定。2017 年と 2018 年に若干の限定的な公表後の活動（主として教育）。
保険契約	2017 年前半に完了予定。2017 年と 2018 年に公表後のサポート。
重要性	開示に関する取組みの一部。実務記述書を 2017 年前半に予定。
料金規制対象活動	当審議会はスタッフに会計モデルの開発を依頼。2017 年に利害関係者と協議の予定。

このフィードバック・ステートメントにおいて、当審議会は下記の用語を用いている。

- 基準設定プロジェクト — 新基準又は既存の基準の大幅な修正につながることを意図したプロジェクトに使用。「基準」という用語には、「概念フレームワーク」や実務記述書などの他の重要な文書も含まれる。
- 維持管理プロジェクト — 既存の基準の狭い範囲の修正を開発するプロジェクトに使用。

## 2. 財務報告におけるコミュニケーションの改善

### 寄せられた主要なメッセージ

- 当審議会の開示に関する取組みは、すべての種類のあらゆる地域のコメント提出者の大半にとって重要である。
- 開示原則に関するプロジェクトの継続に対して幅広い支持があった。
- 当審議会は財務諸表利用者にとって重要なプロジェクトを優先すべきである。特に、多くの投資者が、当審議会は財務業績についてのコミュニケーションの改善方法を検討すべきであると提案した。

投資者は、現時点では、価値のある情報が「決まり文句」の開示によって隠されていることが多く、財務情報の表示方法が悪いことが多いと述べた。財務諸表利用者が開示されているすべての情報の中から最も有用な情報を識別することは困難で時間を要する場合があります、重要な情報が含まれていない場合もある。

投資者は、投資者の受取る情報を大幅に拡充するような焦点を絞ったプロジェクトを当審議会在優先することを望んでいる。投資者は当審議会在、基準設定プロジェクトの焦点を再設定して。財務報告の目的適合性を高めるか又は既存の情報についてのコミュニケーションを改善する可能性のあるトピックを扱うよう要望した。投資者が識別したトピックには、業績報告と当審議会在開示に関する取組みで検討しているトピックが含まれていた。投資者は、こうしたプロジェクトの方が、より野心的で技術的に複雑なプロジェクトよりも大幅な改善（「すぐに出る成果」）をより迅速にもたらす可能性があるとして述べた。

意見募集に対するコメント提出者は、利用者の情報へのニーズを満たすことは財務報告の目的と整合的であり、当審議会在高品質の基準を開発すべきであるという評議員会の目標を支持しており、それを当審議会在にとっての高い優先事項とすべきであるとも述べた。

こうした財務情報の開示の改善への要望は、2013年に財務報告における開示に関する公開の討議フォーラムで当審議会在聞いた要望に呼応するものであり、その時の要望により当審議会在開示に関する取組みを設置している（7ページ参照）。

これらのメッセージを踏まえて、当審議会在今後数年間、表示及び開示の改善によって財務報告におけるコミュニケーションの改善をもたらす、認識及び測定に関する要求事項の変更にはあまり重点を置かないプロジェクトに焦点を当てることを決定した。

この財務報告におけるコミュニケーションの改善というテーマを支持するものとして、当審議会在は、次のプロジェクトは財務諸表利用者にとって重要であり、したがって作業計画に残すべきであると決定した。

財務報告におけるコミュニケーションの改善	
プロジェクト	説明
基本財務諸表	<p>このリサーチ・プロジェクトは次のことを行う。</p> <p>(a) 財務業績の計算書の構成及び内容（表示項目の小計や代替的な業績指標を含む）を検討する。</p> <p>(b) キャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書の構成及び内容を改善する必要があるかどうかを検討する。</p> <p>(c) 基本財務諸表間の相互関係を検討する。</p>
開示に関する取組み — 開示原則	<p>このリサーチ・プロジェクトで、当審議会はすべての IFRS 基準に適用できる開示原則の開発を目指している。こうした原則の目的は、当審議会がより適切な開示要求を設定する助けとなり、作成者が開示に関してより適切な判断を行えるようにすることである。当審議会は、2017 年前半に、議論とコメントを求めるためのディスカッション・ペーパーにおいて開示原則案を公表するつもりである。</p> <p>この原則案に対して寄せられたフィードバックを検討した後に、当審議会は、既存の IFRS 基準における開示要求の的を絞った改善を行うためのプロジェクトを開始すべきかどうかとも検討する。</p>
開示に関する取組み — 重要性の実務記述書	<p>この重要性に関するプロジェクトの目的は、作成者、監査人及び規制機関が重要性の概念を適用する際に判断を用いる助けとなることである。最終の実務記述書は 2017 年前半に公表の予定である。</p>
IFRS タクソノミ	<p>IFRS タクソノミは、IFRS 基準を用いて作成される情報の電子報告を支援する。当審議会は、電子報告の使用を奨励し支援すると同時に IFRS タクソノミの維持及び改善を行う予定である。当審議会は、テクノロジーの変化が財務報告にどのように影響を与える可能性があるのかについても検討する。</p>

### 3. 適用支援の継続的な開発

#### 寄せられた主要なメッセージ

- 当審議会は焦点を当てる基準設定プロジェクトの数を少なくして、最近公表した IFRS 基準の導入に利害関係者が集中できるようにすべきである。
- 当審議会は新しい IFRS 基準について利害関係者に適用支援を引き続き提供すべきである。
- 当審議会の適用後レビューに関する作業は歓迎されている。
- 当審議会は狭い範囲の修正をあまり多く開発すべきではない。
- 追加的なガイダンスは、複雑なルールを導入するのではなく、原則を明確化すべきである。
- 当審議会は、最近公表した基準の適用後レビューに関する維持管理活動に焦点を当てるべきである。
- 比較的古い基準について多数の問題が生じている場合には、当審議会は当該基準について幅広いレビューを実施すべきである。

利害関係者は、特に、新基準である IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 16 号「リース」を導入するために必要となる変更の水準に言及した。2017 年前半の保険契約プロジェクトの完了も、保険契約を発行している企業に根本的な影響を与えるであろう。

コメント提出者は、近年において 5 つの主要プロジェクト（IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号、IFRS 第 16 号、保険契約、及び概念フレームワーク）について必要とされた協議の水準によって利害関係者に課された負担についてコメントした。彼らは、この活動水準が利害関係者の間で「協議疲れ」を生じさせたと述べた。

したがって、利害関係者は当審議会に、新基準の導入の首尾一貫性を高め負担を少なくするように設計された活動に焦点を当てるよう求めた。当審議会は、最近公表した主要な基準の導入を支援するための活動に焦点を当てるべきであると結論を下した。

さらに、評議員会の「戦略レビュー」は、IFRS 基準の首尾一貫した適用の促進を IFRS 財団の主要な目的として確認した。当審議会の導入及び適用の活動の一環として、当審議会は、首尾一貫した適用において役割を有する機関（規制機関など）との関係を引き続き発展させていく。

#### 新たに公表した基準についての適用支援

2014 年以降、当審議会は 3 つの主要な新基準を公表した（金融商品、収益、リース）。当審議会は、新たに公表した基準の導入を支援するのに役立てるために、追加的なスタッフと審議会のリソースを投入してきた。例えば、当審議会は次のことを行ってきた。

- (a) IFRS 第 15 号及び IFRS 第 9 号の公表を受けて、収益認識及び金融資産の減損についての移行リソース・グループに多大なリソースを投入した。
- (b) 新基準の適用を支援するための教育マテリアル（具体的なトピックについてのウェブキャストを含む）やカンファランスを開発し、また、開発を継続している。

- (c) IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号について当審議会のウェブサイトに導入ページを開設した。これらのページは、当審議会が公開しているマテリアルのすべてをまとめ、これらの基準の導入のための支援を提供する当審議会の継続的な活動に関する情報を提供している。

当審議会の新基準を支援する導入活動の開発は継続され、将来の新基準も公表のつど対象とするように拡張されるが、活動の水準は新基準のそれぞれに合わせて決められる。

### 既存の基準の適用の支援

IFRS 基準を適用する人々を支援するために、当審議会は次のことを引き続き行う。

- (a) 適用上の疑問点に対応するための有効な解釈プロセスを維持する。
- (b) 既存の基準の質とそれらの適用の質を評価するための適用後レビューを実施する。
- (c) 教育イニシアティブの作業を他の導入及び適用の活動と整合させ、それを拡張して、ウェブサイトの最適な活用を行い、新しいオンラインによる伝達の仕組みを検討する。

当審議会は、導入及び適用の支援、アドプションの支援及び教育活動を単一のスタッフ・チームに統合することによって、IFRS 基準の適用を支援する作業にさらに重点を置く。

### 適用後レビュー

コメント提出者の多くは、当審議会が基準の適用上の問題点を知り、さらに検討すべきトピックの識別に役立terるという両方の目的のために、適用後レビューを有用なツールと考えている。

当審議会は 2 つの適用後レビューを完了している (IFRS 第 8 号「事業セグメント」と IFRS 第 3 号「企業結合」について)。その結果、当審議会は現在、これらの基準を改善するための狭い範囲の修正を開発する維持管理プロジェクト (1 つは、事業の定義に関するもの) を行っている。当審議会は、のれんと減損に関するリサーチ・プロジェクトも行っている。

当審議会は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューを開始している。さらに、当審議会は IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューを近いうちに開始する。これら 3 つの基準は、すべて連結の諸側面に関するものであるため、まとめてレビューすることとされている。

### IFRS 第 5 号の適用後レビュー

適用後レビューは新基準についてしか要求されないが、当審議会は状況に応じて必要とされる場合には、どの基準でも適用後レビューを実施することができる。当審議会は、比較的古い基準について広い範囲のリサーチを行うために適用後レビューのプロセスを利用することの便益を認識している。

意見募集は、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の首尾一貫した適用に関する実務上の論点に言及していた。当審議会は、2015 年アジェンダ協議からのフィードバックを検討した後に、プロジェクトを作業計画に追加することを検討する意向を示していた。コメント提出者は、こうしたプロジェクトをおおむね支持し、一部の人々はそれが適用後レビューの形式によるべきであると提案した。当審議会は、これらの論点のレビューを開始するための最善の方法は、IFRS 第 5 号の適用後レビューを通じてであろうことに同意した。当審議会は、このレビューを、今後行われる IFRS 第 13 号及び IFRS 第 10 号から第 12 号の適用後レビューの後に実施するつもりである。

## **IFRS for SMEs 基準の包括的な見直し**

当審議会は、IFRS for SMEs 基準の維持管理を定期的な見直しを通じて行っている。そうした見直しの第1回を2012年に実施し、これには広範囲の利害関係者との協議が含まれていた。当審議会は、当該基準は実務上うまく機能していると結論を下したが、2015年に、「IFRS for SMEs の2015年修正」の公表により、焦点を絞ったいくつかの改善を行った。当審議会は、当該基準の次回の包括的な見直しを2019年に実施する予定である。

## **寄せられたその他のコメント**

当審議会の維持管理活動に関して寄せられた他のコメントは、37ページで論じている。



## 4. 焦点をより絞ったリサーチ・プログラム

### 寄せられた主要なメッセージ

- コメント提出者は、証拠を基礎とした基準設定アプローチへの全般的な支持を表明した。
- 一部のコメント提出者は、リサーチ・プログラムの戦略、目的及びプロセスや、リサーチと他の技術的活動との間の関係を理解していなかった。
- 当審議会は、より適時に進めるために、焦点を当てるリサーチ・プロジェクトの数を少なくすべきである。

### 基準設定とリサーチの役割

2015年アジェンダ協議は、リサーチが基準設定活動において果たす役割を明確化する機会を当審議会に与えた。

当審議会はリサーチ・プログラムを2011年アジェンダ協議の後に導入した。当初、2012年には当該プログラムに12のプロジェクトが含まれていた。その後、他のプロジェクトが緊急問題に対応して追加された。当審議会が2012年から2014年の間に主要な基準設定プロジェクトの完了に重点を置いたため、それらのリサーチ・プロジェクトの多くは2014年まで開始されなかった。

当審議会が2015年に意見募集を公表した時まで、リサーチ・プログラムは17のプロジェクトで構成されていた。その時点で、当審議会は2つのプロジェクト（外貨換算及び高インフレ）の評価を完了していた。それら2つのプロジェクトについて行ったリサーチの結果として、追加の作業を行わないことを暫定的に決定し、意見募集において、それらのプロジェクトをリサーチ・プログラムから削除するという決定に対するフィードバックを求めた。

2016年10月までのリサーチ・プログラムの進展は、25ページに示している。

### リサーチ・プログラムに関して寄せられたフィードバック

リサーチ・プログラムの目的は、生じ得る財務報告上の問題点を分析して、プロジェクトを基準設定プログラムに追加すべきかどうかを決定するための十分な証拠を当審議会に提供することである。

2015年アジェンダ協議でリサーチ・プログラムの導入に対して多大な支持があった。したがって、当審議会は、基準設定プロジェクトに着手する前に、会計上の問題点が存在しており、その問題点が基準設定を必要とするほど重要であり、かつ、実行可能性のある解決策が見出せるという十分な証拠を収集する必要があることを再確認した。

しかし、コメント提出者はリサーチ・プログラムのさまざまな側面について十分には理解していなかったことが回答で示された。これはおそらく、リサーチ・プログラムがまだ比較的新しく、利害関係者がリサーチ・プロジェクトの完全なライフサイクルをまだ見ていなかったことが一つの理由である。当審議会はこのフィードバックを検討し、以下の点に留意した。

## リサーチ・プログラムはどのように機能するのか

- リサーチ・プロジェクトの目的は、基準設定が必要とされるかどうかを決定するための証拠を収集すること及び解決すべき問題点の明確化の助けとなることである。これと対照的に、基準設定プロジェクトの目的は、基準を開発又は修正することである。
- リサーチは基準設定プロセスの不可欠の一部である。たとえトピックが優先度の高いものであっても、当審議会はリサーチ・プロジェクトにおいて証拠を収集することから開始する。したがって、プロジェクトがリサーチ・プロジェクトであるということは、そのプロジェクトの優先度が低いことを意味するものではない。
- 当審議会在リサーチ・プロジェクトから得た証拠を検討する際には、次のいずれを行うべきかを決定する。
  - 新基準の提案又は既存の基準の大幅な修正を図る基準設定プロジェクトを開始する
  - 既存の基準の狭い範囲の修正を開発するための維持管理プロジェクトを開始する
  - 同じトピック又は関連トピックについての追加的なリサーチを実施する
  - これ以上の対応をしない
- 新基準又は基準の大幅な修正のいずれかの提案を開発する基準設定プロジェクトを作業計画に追加する前に、当審議会は次のことを行う。
  - 収集した証拠について一般のフィードバックを求めるべきかどうかを決定する。こうしたフィードバックを求めるために、通常はディスカッション・ペーパーを公表する。利害関係者に過大な負担を課すことを避けるため、当審議会は必要な場合にのみこうしたフィードバックを求める。
  - 諮問会議及び会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）と協議する。
- 当審議会在、基準設定が適切かどうかの決定を可能にするための十分なリサーチが完了したと判断した時点で、リサーチ・プロジェクトは終了する。
  - 基準設定が適切である場合には、当審議会在基準設定プロジェクト又は維持管理プロジェクトを開始する。
  - 基準設定が適切ではない場合には、実施したリサーチを簡潔に要約し、可視化して利害関係者が容易に検索できるような方法で保持する必要がある。
- 適用後レビューが、それ自体で、当審議会在基準設定プロジェクト（大幅な修正について）又は維持管理プロジェクト（狭い範囲の修正について）を開始するための十分な証拠を提供する場合がある。あるいは、適用後レビューが、ある論点を検討する必要があるという証拠を提供するものの、どのように対処するのが最善なのかは特定しない場合もある。後者の状況では、当審議会在、基準設定活動が必要とされるかどうかを決定するために必要となる証拠を収集するためのリサーチ・プロジェクトの開始を検討する。
- 当審議会在、維持管理プロジェクトを作業計画に追加する前に証拠を求める場合には、通常、その目的での正式のリサーチ・プロジェクトは設けない。これは、一般に、そうした証拠を収集するのに多大の時間やリソースは必要ないからであり、証拠は、当初に解釈指針委員会が検討のために提出された論点を評価する助けとするために収集されることが多い。

## 焦点を絞ったリサーチ・プログラム

優先事項（残っている主要な基準設定プロジェクト及びコミュニケーションの改善を促進するプロジェクトを完成し、適用支援の開発を継続すること）を識別した後に、当審議会は、残りのリソースを他の領域でのリサーチにどのように配分するのが最善なのかを検討した。

コメント提出者は、当審議会が同時期にどのくらいの数のリサーチ・プロジェクトに取り組むべきかに関して、意見が分かれていた。一部のコメント提出者は、2015年末時点でリサーチ・プロジェクトが多すぎて、当審議会と利害関係者のリソースを枯渇させていると考えた。他方、いくつかのプロジェクトを同時にさまざまな時間尺度で進めることは適切であると述べた人々もいた。彼らは、これにより当審議会が、状況が変化した場合に柔軟性をもってプロジェクトの優先順位の変更に迅速に対応することに役立つと指摘した。

多くのコメント提出者が、当審議会の広範囲のリサーチ・プロジェクトの進捗の不足に遺憾の意を示した。当審議会は、審議会メンバーと利害関係者の両方が、プロジェクトが適時に進まない場合に欲求不満を感じることを承知している。2015年アジェンダ協議で受け取ったフィードバックを考慮した後に、当審議会は、より少数の活動中のリサーチ・プロジェクトに労力を集中することを決定した。これにより、次のようになるであろう。

- (a) それらのプロジェクトの進捗の早期化とリソースのより効率的な使用が可能になる。
- (b) 利害関係者に過大な負担を課すことが回避される。そうしないと、利害関係者は広範囲のリサーチ・トピックをフォローしなければならなくなる。

## リサーチ・プロジェクトの選定

2016年3月に、当審議会は寄せられたフィードバックの要約を検討した。2016年4月と5月に、当審議会は、トピックごとに、寄せられたフィードバックを検討した。このフィードバックは、当審議会がそれら2回の会議で議論した25ものアジェンダペーパーで分析された。これらのペーパーのすべてが [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) で公開されている。

焦点をより絞ったリサーチ・プログラムに含めるべきリサーチ・プロジェクトを選定する際に、当審議会はいくつかの情報源に依拠した。

- (a) コメントレター及びオンライン・アンケート調査への回答
- (b) アウトリーチに寄せられたメッセージ
- (c) 当審議会の諮問グループ（諮問会議と ASAF を含む）との議論

意見募集において、当審議会は、過去にリサーチの対象とする重要トピックを識別する際に、下記を含むさまざまな要因を考慮したことに留意した。

- (a) IFRS 基準で作成される財務諸表の利用者にとっての当該事項の重要度
- (b) 解決すべき問題点の緊急性
- (c) 他の現在の又は考え得るプロジェクトとの相互関係
- (d) 解決すべき問題点の複雑性と幅広さ、及び考え得る解決策の実行可能性
- (e) 利害関係者が提案に回答する能力（個々の提案と作業計画全体の両方について）
- (f) 現在及び今後5年間の作業の全体的なバランス
- (g) 審議会メンバーからの十分な時間とスタッフ資源の利用可能性

意見募集に対するコメント提出者は、重要な又は緊急の研究・プロジェクトの識別についての追加的な提案をした。それには、次のようなものを優先することが含まれている。

- (a) IFRS 基準の原則ベースの性質を補強し、基礎となる概念を強化する。
- (b) 作成者が財務諸表において効率的に情報を伝える能力を強化し、次のことによって IFRS 基準の目的適合性を補強する。
  - (i) 財務諸表利用者ともっと率直に透明性のあるコミュニケーションを行う。
  - (ii) IFRS 基準の空白部分に対処する。
  - (iii) 緊急問題や、経済状況の変化、財務諸表利用者の発展する情報ニーズを扱う。
  - (iv) 財務諸表利用者又は作成者にとっての複雑性を削減する。
  - (v) 要求事項と作成される情報の理解可能性を向上させる。
- (c) IFRS 基準の適用を支援する。
- (d) 一時的な解決とする意図しかなかった基準を置き換える。
- (e) 一定期間にわたり存在してきた問題点に対応する。

当審議会は、寄せられた追加的な提案は有用で妥当であると考えた。しかし、個々の研究・プロジェクトを選択する際に、当審議会が議論した多くの要件の中で、一貫して他の要件よりも高い順位とされた単一の要件はなかった。基本財務諸表などいくつかの研究・プロジェクトは、財務諸表の作成者と利用者との間のコミュニケーションの改善の促進にとって重要であることから選択された。資本の特徴を有する金融商品のように、結果として生じる基準設定が、IFRS 基準における空白部分から生じる問題点の解決に役立つ、より堅牢な概念的原則を提供する可能性があることから選択されたものもある。また、多数の異なるフォーラムで見直しを求める要望が繰り返し生じていたことから研究・プログラムに選択されたトピックもある。一例は、のれんと減損に関連したトピックであり、これは IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの間に検討された。

2015年アジェンダ協議において、当審議会は下記のリサーチ・トピックを検討した。

個々のプロジェクトに関する当審議会の決定の要約					
源泉	プロジェクト	作業計画にあり		作業計画になし	
		リサーチ・プログラム	維持管理	リサーチ・パイプライン	今後の作業なし
		26-28ページ	19ページ	30-33ページ	29-30ページ
<b>2015年意見募集で列挙していたリサーチ・トピック</b>					
2012年フィードバック・ステートメント（2012年12月）において識別されたもの	共通支配下の企業結合	✓			
	割引率 *	✓			
	資本の特徴を有する金融商品	✓			
	株式に基づく報酬 *	✓			
	持分法			■	
	採掘活動			■	
	汚染物価格決定メカニズム			■	
	引当金			■	
	外貨換算				◆
	高インフレ				◆
	法人所得税				◆
	退職後給付				◆
緊急問題及び適用後レビュー（2012年から2015年）	開示に関する取組み — 開示原則	✓			
	動的リスク管理	✓			
	のれんと減損	✓			
	基本財務諸表	✓			
	事業の定義		✓		
<b>2015年アジェンダ協議の結果として追加したトピック</b>					
2015年アジェンダ協議（2016年）	変動対価及び偶発対価			■	
	高インフレ：IAS第29号の範囲			■	
	資産に対するリターンに依存する年金給付			■	
	子会社であるSMEs			■	

この表では、2012年から2016年の間に生じた論点及び維持管理プロジェクトを生じた論点は示していない。

\* これらのプロジェクトは、2016年10月現在ほぼ完了している。

前記の表が示すとおり、1件のリサーチ・プロジェクト（事業の定義）が2015年までの期間において基準設定（維持管理）プロジェクトに進んだ。残りの16件のリサーチ・プロジェクトについて、当審議会は次のようにすることを決定した。

- (a) リサーチ・プログラムに8件のプロジェクト（完成に近付いている2件を含む）を残し、それらを優先事項として積極的に開発する。
- (b) 4件のトピックについては今後の作業を行わない。
- (c) 残りの4件のプロジェクトを、新たに設けたリサーチ・パイプラインに移す。

当審議会はさらに、2015年アジェンダ協議で識別された4件のトピックをリサーチ・パイプラインに追加した。

パイプラインの中のプロジェクトは、直ちに活動中とはならない予定である。当審議会は、利害関係者がプロセスに積極的に参加すること及び当審議会在適時な進捗を行うことを可能にするための十分な能力が利用可能となったと納得することが必要となる。しかし、当審議会は、これらのパイプラインについての作業を次回のアジェンダ協議の前に実施する予定である。

これらのプロジェクトの各区分は下記のように議論される。

#### リサーチ・プログラムにあるプロジェクト

リサーチ・プログラム		
リサーチ・プロジェクト	説明	含めた理由
開示に関する取組み — 開示原則	このプロジェクトの説明は、17ページの「コミュニケーションの改善」参照	これは、コメントレターの提出者が最も高順位を付け、オンライン・アンケート調査で第2位となったトピックであった。このトピックは、諮問会議のメンバーにとって非常に重要なものでもあり、財務報告におけるコミュニケーションを改善するための当審議会の作業の主要なトピックである。
基本財務諸表	このプロジェクトの説明は、17ページの「コミュニケーションの改善」参照	これは、コミュニケーションの改善というテーマにおける主要プロジェクトである。コメントレター提出者や諮問会議のメンバーの大半にとって重要度の高いものであった。投資者と他の種類の回答者がオンライン・アンケート調査において最高順位を付けた。

(続く)

(続き)

リサーチ・プログラム		
リサーチ・プロジェクト	説明	含めた理由
共通支配下の企業結合	現在、IFRS 基準では企業が共通支配下の企業間の企業結合をどのように会計処理すべきかを定めていない。こうした取引は資本市場にとって重大である場合がある（例えば、株式公開を予期して行われる場合）。本プロジェクトは、こうした取引について、どの会計処理方法が最も有用な情報を提供するのかを識別することを目指している。	広範囲の国々からのコメントレターと新興市場のアウトリーチで高順位であった。規制機関と諮問会議のメンバーにとって重要である。
動的リスク管理	このプロジェクトは、当審議会が動的リスク管理の報告に対するアプローチを開発すべきかどうかを評価しようとしている。ディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（2014年公表）に対する見解は多様であった。	当審議会が IFRS 第 9 号を最終確定した際に、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計のいくつかの側面が、新たな要求事項と不整合であるため、置き換えることが必要となると述べていた。このトピックの優先順位についてはさまざまな見解があったが、影響を受ける企業にとっては根本的に重要である。
資本の特徴を有する金融商品	金融商品の中には、負債と資本の両方の特徴を有するものがある。このプロジェクトは、これらの金融商品の分類方法と、そうした金融商品の表示及び開示の要求事項に改善を加えることができるかどうかを検討している。	コメントレターの提出者やオンライン・アンケート調査に参加した投資者にとって優先度が高い。多くのコメント提出者が、このプロジェクトは、負債と資本の区別に関する原則のより堅牢な概念セットを提供するために重要であると述べている。彼らの考えでは、これにより、いくつかの長期にわたる論点や考え得る将来の論点の解決が容易になるであろう。

(続く)

(続き)

リサーチ・プログラム		
リサーチ・プロジェクト	説明	含めた理由
のれんと減損	<p>このプロジェクトは次のことを評価しようとしている。</p> <p>(a) のれんと他の非流動の非金融資産についての減損テストに変更を加えるべきかどうか</p> <p>(b) のれんに対する減損のみのアプローチと償却及び減損のアプローチとの相対的なメリット</p> <p>(c) 他の無形資産をのれんと区別すべきかどうか</p>	<p>このプロジェクトは、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューから生じたものである。コメントレターの提出者にとって優先度が高く、広範囲の地域でのアウトリーチにおいて重要なものとして識別された。</p>
割引率	<p>このプロジェクトは、IFRS 基準における割引率の要求事項の見直しを行っており、当審議会が対処を考慮すべき不整合があるかどうかを識別するためのものである。</p>	<p>当審議会はリサーチの大部分をレビューした。当審議会は、2017年初頭までに、追加の作業が必要かどうか、本リサーチについて一般のフィードバックを求めるべきかどうかを決定する予定である。</p>
株式に基づく報酬	<p>このプロジェクトの目的は、株式に基づく報酬取引の会計処理における複雑性の最も一般的な領域及びその主要な原因を識別し、当審議会がそれらに対処すべきかどうかを評価することである。</p>	<p>2016年5月に、当審議会は株式に基づく報酬取引に関するリサーチのレビューを完了し、次のことを決定した。</p> <p>(a) このトピックについて追加のリサーチは行わない。</p> <p>(b) この決定やスタッフの発見事項について利害関係者からのフィードバックを求める必要はない。</p> <p>(c) このプロジェクトにおいて行ったリサーチを要約した正式のリサーチ・ペーパー又はディスカッション・ペーパーを公表する必要はない。行った作業を可視化し、利害関係者が検索できるようにする。</p>



## 今後の作業が予定されていないプロジェクト

下記の4つのリサーチ・プロジェクトについて、当審議会は次のことを決定した。

- (a) 今後5年間に（すなわち、次回のアジェンダ協議の前に）追加の作業を行うべきではない。
- (b) 追加の作業を行わないという決定や収集した証拠について、利害関係者からのフィードバックを求める必要はない。
- (c) それらのプロジェクトで行ったリサーチを要約した正式のリサーチ・ペーパー又はディスカッション・ペーパーを公表する必要はない。

しかし、多くのコメント提出者が、リサーチ・プログラムから削除されたプロジェクトに関する情報を引き続き利用可能とすることが重要であると述べた。当審議会はこれが重要であることに同意する。リサーチ・プロジェクトにおいて得られた証拠は、簡潔に要約し、可視化して利害関係者が容易に検索できるような形式で当審議会のウェブサイトに掲載する。

下記の4つのプロジェクトにおいて行われたリサーチの簡潔な要約を、当審議会のウェブサイトに掲載するために作成中である。

今後の作業が予定されていないプロジェクト	
プロジェクト	コメント
外貨換算	このプロジェクトに関するリサーチの大部分は、韓国会計基準審議会が行った。2014年10月に、当審議会は当該リサーチを検討し、追加的な対応は必要ないと決定した。2015年アジェンダ協議において、当審議会はその決定の変更を促すような新たな情報を受けなかった。
高インフレ	<p>当初のプロジェクトは、アルゼンチン経済学専門家評議会（アルゼンチンの基準設定主体）及びラテンアメリカ基準設定主体グループからの要望がきっかけとなったものである。このプロジェクトでは、当審議会が次のような提案を開発すべきかどうかを検討した。</p> <p>(a) IAS 第29号「超インフレ経済下の財務報告」において超インフレが存在する場合の指標の1つとして現在記載されている累積インフレ率の閾値を削除又は削減する。</p> <p>(b) 財務諸表の修正再表示から生じる修正の報告のための手続を修正する。</p> <p>2015年4月に、当審議会はこのリサーチ・プロジェクトのアウトプットを検討し、追加的な対応は行わないことを暫定的に決定した。2015年6月に、2015年アジェンダ協議及びASAFとの議論からのフィードバックを検討した後、当審議会は次のことを行った。</p> <p>(a) 本プロジェクトをリサーチ・プログラムから削除する決定を確認する。</p> <p>(b) IAS 第29号の範囲を拡大して高インフレ経済を含めるようにすることが実行可能かどうかを評価するためのプロジェクトを、リサーチ・パイプラインに追加することを決定した。(32ページ参照)</p>

(続く)

(続き)

今後の作業が予定されていないプロジェクト	
プロジェクト	コメント
法人所得税	<p>2016年5月に、当審議会はこのプロジェクトで行われたリサーチと2015年アジェンダ協議に寄せられたフィードバックを検討した。当審議会は次のことを決定した。</p> <p>(a) 法人所得税の基準の根本的な見直しは行わない。</p> <p>(b) 狭い範囲の修正で進める価値のあるものはない。</p> <p>当審議会は、いくつかの教育マテリアルを開発する価値があるかもしれないことにも留意した(特に、繰延税金の会計処理に使用されている「一時差異」アプローチで提供される情報の性質を説明するために)。</p>
退職後給付(年金を含む)	<p>行ったリサーチと2015年アジェンダ協議に寄せられたフィードバックに照らして、当審議会は、IAS第19号「従業員給付」の包括的な見直しを要するほど十分に一般性があり重大な問題点の証拠はなかったと判断した。したがって、当審議会はこのプロジェクトをリサーチ・プログラムから削除した。</p> <p>行ったリサーチは、当審議会と解釈指針委員会が行った過去の作業とともに、資産に対するリターンに依存する年金給付の測定に現時点で不整合があることを示している。それらの給付については、キャッシュ・フローの見積りが割引率と不整合である。2015年アジェンダ協議を受けて、当審議会は、その不整合を除去することが実行可能かどうかを検討するためのプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加した。(32ページ参照)</p>

### 新たに設けたリサーチ・パイプラインに含めたプロジェクト

当審議会は、将来のリサーチ・プロジェクトのリサーチ・パイプラインを設けることを決定した。それらは直ちには開始しないが、次回のアジェンダ協議の前(すなわち、2021年まで)に作業を実施する予定である。これらのプロジェクトは、今後5年間におけるリサーチを正当化するのに十分なほど重要なトピックに関するものである。それらは次の2つの区分に分けられる。

- (a) 時期が別のプロジェクトの進捗状況に左右されるプロジェクト(引当金、持分法会計など)
- (b) 活動中の作業計画に選定されたプロジェクトよりも優先度の低い他のプロジェクト

4つの既存のリサーチ・プロジェクトがリサーチ・パイプラインに移された。当審議会は、それらのプロジェクトのうち1つの範囲を狭めて、採掘活動のみを対象とし、無形資産及び研究開発(R&D)のより幅広い見直しは含めないこととした。また、当審議会は4つの新規プロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加した。

2016年10月現在、次のような将来のプロジェクトが当審議会のリサーチ・パイプラインに含めている。

リサーチ・パイプライン	
プロジェクト	コメント
持分法	持分法会計について及び持分法会計と他の企業に対する持分の他の保有方法の会計処理との相互関係について、多数の質問が解釈指針委員会に提起された。当審議会は、このトピックの検討は、今後行われる IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の適用後レビューの後に最も効果的かつ効率的に行うことができるであろうと考えている。
採掘活動	<p>2015 年アジェンダ協議の前は、リサーチ・プログラムに無形資産、R&amp;D 及び採掘活動に関するプロジェクトが含まれていた。当審議会は近年において、のれんと減損に関する現在のリサーチ・プロジェクトを除いて、これらのトピックのどれについても作業を行っていない。</p> <p>採掘活動は、国際的に重要であり、一部の法域では特に重大なものである。IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」は暫定的な基準となることを意図したものであり、特例がなければ適用されるはずの他の IFRS 基準からの多数の免除規定を定めている。これらの活動の報告に関して、恒久的な解決策が必要とされる。</p> <p>2015 年アジェンダ協議におけるフィードバックや気候変動及び他の環境問題の財務報告上の含意に関する議論の増大を考慮した後に、当審議会は採掘活動に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに含めた。</p> <p>同時に、当審議会はこのパイプライン・プロジェクトの範囲を狭めて、無形資産及び R&amp;D への言及を削除した。当審議会の考えでは、</p> <p>(a) 無形資産及び R&amp;D の認識及び測定を扱おうとする試みには、多大なリソースが必要となるが、財務報告における大幅な改善の見通しが非常に不確実である。</p> <p>(b) 無形資産の範囲が広いため、開示を改善しようとする試みにはやはり多大なリソースが必要となる。当審議会は、広範囲又は狭い範囲のいずれでも、多大な便益をもたらすような開示の改善の提案を聞いていない。</p> <p>(c) 当審議会は、無形資産（及び R&amp;D）を同時に扱わおとしなければ、採掘活動に関する作業をより効果的かつ効率的に行うことができる。</p>

(続く)

(続き)

リサーチ・パイプライン	
プロジェクト	コメント
汚染物価格決定メカニズム	汚染物価格決定メカニズム（排出権取引スキームなど）は、人間の活動が不利な影響を有する気候変動につながるリスクを削減しようとするものである。さまざまなこうしたメカニズムの一般的な経済的特徴により、「概念フレームワーク」を改訂するプロジェクトで検討されている論点が強調された。追加的なリサーチは、改訂「概念フレームワーク」が最終確定に近づいた際にその含意を検討することになる。
引当金	IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の見直しに関する当初のリサーチは現在おおむね完了している。残っているステップは、「概念フレームワーク」を改訂するプロジェクトが最終確定に近づいた際に当該プロジェクトが本プロジェクトに与える影響を考慮することである。
変動対価及び偶発対価	これまで当審議会のリサーチ・プログラムにはなかったが、この横断的なトピックは 2015 年アジェンダ協議で提起され、解釈指針委員会と当審議会がいくつかのそれ以前からのトピックを議論した際に生じたものである。  作業がこのプロジェクトに関して行われる際には、一部のコメント提出者が言及した 2015 年アジェンダ協議に関連するトピック（リスク分担及び協力の契約）を考慮することも適切かもしれない。
高インフレ：IAS 第 29 号の範囲	当審議会は、IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」の範囲を拡大して、超インフレだけでなく高インフレに晒されている経済も対象とする（IAS 第 29 号の他の要求事項の修正はしない）ことが実行可能かどうかを評価することを意図している。当審議会は、IAS 第 29 号の他の側面については追加的な作業を予定していない。
資産に対するリターンに依存する年金給付	当審議会は、資産に対するリターンに依存する年金給付の測定に含まれるキャッシュ・フローと割引率との間に現時点で存在している不整合を除去することが実行可能かどうかを評価することを意図している。  当審議会は IAS 第 19 号について他の作業は予定していない。
子会社である SMEs	当審議会は、中小企業（SMEs）である子会社に IFRS 基準における認識及び測定要求事項と IFRS for SMEs 基準における開示要求の使用を認めることが実行可能かどうかを評価することを意図している。

当審議会がパイプラインに含めたりサーチ・プロジェクトから活動中のサーチ・プロジェクトに関するサーチ・プログラムにどの時点で追加すべきかを検討するにあたり、以下を含むさまざまな要因を考慮することが必要となる。

- (a) 問題の緊急性
- (b) 必要とされるサーチの範囲と複雑性
- (c) 利害関係者に生じそうな時間のコミットメント
- (d) 活動中の作業計画の全体的なバランス
- (e) 他の現在の又は将来のプロジェクトとの相互関係
- (f) 当該サーチ・プロジェクトを他のプロジェクトからリソースを転用せずに適切な時間尺度で遂行するための適切なスタッフと十分な審議会の時間の利用可能性
- (g) 作業を遂行するための最も効率的な時期

これらの要因を詳細に予測することは実行可能ではないので、当審議会はサーチ・パイプラインの中の個々のトピックの優先順位は設定していない。

#### **コメント提出者から提案されたが作業計画に追加しなかったトピック**

当審議会は、一部のコメント提出者が作業計画に追加すべきだと述べた追加的なトピックについて多数の提案を受けた。限定的な数のコメント提出者がそれぞれの案を提案した。当審議会はこれらの提案を 2016 年 4 月と 5 月に議論し、これらのトピックはどれも作業計画にもサーチ・パイプラインにも含めないことを決定した。

これらの会議で議論されたアジェンダペーパーは、当審議会のウェブサイトで公開している。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IASB-agenda-consultation/2015-agenda-consultation/Pages/Board-review-of-research-topics.aspx>

#### **2021 年までのサーチ・プログラム**

当審議会はサーチ活動を定期的にモニターすることを意図している。2015 年アジェンダ協議に関する 2016 年 7 月の議論 (アジェンダペーパー24) を受けて、当審議会は作業計画の様式を改訂し、基準設定プロジェクトとともにサーチ・プロジェクトのマイルストーンを記載するようにした。すべてのプロジェクトについて進捗度のモニタリングを容易にするためである (39 ページ参照)。

現時点で利用可能な情報によれば、当審議会は、活動中のサーチ・プログラムにすでにあるもの以外で、サーチ・パイプラインに含まれていないトピックについて 2021 年までに大規模なサーチ作業を行う予定はない。しかし、サーチ・パイプラインは今後 5 年間について固定されたものではない。状況が変化した場合 (例えば、重大な新しい問題が生じた場合) には、当審議会は他のサーチ・プロジェクトを活動中のサーチ・プログラム又はサーチ・パイプラインに追加したり、サーチの優先順位に他の変更を加えたりする可能性がある。

## アジェンダ協議の頻度

---

当審議会と解釈指針委員会に適用される「デュー・プロセス・ハンドブック」では、従来、当審議会に公開のアジェンダ協議を3年ごとに実施するよう要求していた。意見募集において当審議会はこの間隔を5年に延長することを提案した。

会計事務所と会計士団体はおおむねこの延長を支持した。投資者の過半数も提案を支持した。作成者と規制機関からは賛否両論があった。しかし、相当数の基準設定主体（特にアジアと欧州の基準設定主体）が間隔の延長に反対した。

延長に反対したコメント提出者は、5年の間隔では当審議会が緊急問題や他の状況変化に対応できないかもしれないことを懸念していた。しかし、当審議会は、アジェンダ協議の主要な目的は、当審議会が作業計画の重点と全体的なバランスを定期的に再検討するのに役立つ一般からのフィードバックを当審議会に提供することであることに留意している。「デュー・プロセス・ハンドブック」は、当審議会が作業計画の変更を行う前にアジェンダ協議を実施することを要求していない。

当審議会は作業計画を定期的に見直している。当審議会は、作業計画のバランスと構成の大幅な変更を検討する必要がある場合には、諮問会議と協議する予定である。当審議会は、ASAFや他の基準設定主体からのインプットも求める予定である。

間隔の延長を支持したコメント提出者は、アジェンダ協議プロセスが次のようなものであったと述べた。

- (a) 利害関係者にとって煩雑であった。
- (b) 当審議会のリソースを大量に消費し、当審議会の活動を混乱させていた。
- (c) 優先度の変更を生じ、これが頻繁すぎる場合には非効率である。
- (d) 完了するまで当審議会の活動と戦略に関しての不確実性を生じさせていた。
- (e) いくつかのプロジェクトの無用な遅延を生じさせていた。いくつかのプロジェクト固有の決定が、2015年アジェンダ協議が進められていた間に延期されていたからである。

寄せられたフィードバックを踏まえて、2016年6月に、「デュー・プロセス・ハンドブック」が修正され、当審議会が作業計画に関する公開協議を5年ごとに行うことを要求するとされた。

## その他のフィードバック

### 当審議会の活動のバランスと範囲

寄せられたコメント／提起された質問	我々の対応
<p>一部の投資者は、他のコメント提出者よりも、より幅広い企業報告の論点や、当審議会の活動を人的資本・知的資本、気候変動、非規制市場の上場企業の報告などのトピックを含めるように拡大することに重点を置いていた。多数の環境グループが、気候変動の報告は重要度が高まっている論点であると述べた。評議員会の戦略レビューに対するコメント提出者の中にも、当審議会は活動を拡大すべきであるという提案があった。</p>	<p>評議員会から2016年1月に要請されたように、当審議会は現在では若干の適度のリソースをより幅広い企業報告の論点（気候変動の企業報告に対する影響を含む）に配分している。これにより、当審議会がこの領域でより積極的な役割を果たすことが可能となるであろう。</p> <p>気候変動の影響の一部は、活動中のプロジェクトやパイプライン・リサーチ・プロジェクトの範囲に含まれている。引当金、採掘活動、汚染物価格決定メカニズムに関するプロジェクトなどである。当審議会は、気候変動のすべての側面に関する幅広いプロジェクトを作業計画に追加することはしなかった。当審議会は、現段階では、気候変動の財務報告への他の影響のうち今後5年間に基準設定を必要とする可能性が高いと考えるものを識別しなかった。</p>
<p>評議員会の戦略レビューは、当審議会がその使命を現在の焦点を超えて非営利団体も含めるように拡大すべきかどうかを質問していた。</p>	<p>評議員会は、当審議会はその使命を現時点で拡大すべきではないと結論を下したが、当審議会はこのトピックに関するイニシアティブや作業グループに関与すべきであると提言した。</p>
<p>評議員会は、意見募集において、彼らのレビューの一部として、当審議会の作業の範囲を公共セクターの財務報告基準を含めるように拡大するつもりはないと述べていた。評議員会の意見募集に対するコメント提出者の大多数は、この見解に同意した。</p>	<p>評議員会は、意見募集で表明した見解を再確認したが、当審議会は国際公会計基準審議会と引き続き連携していく。</p>

## リサーチ・プログラム

寄せられたコメント	我々の対応
<p>2015年6月に、当審議会は、評価段階のリサーチ・プロジェクトと開発段階のリサーチ・プロジェクトの区分を採用した。この区分は、リサーチ・プロジェクトがライフサイクルの中のどこにあるのかをより明確に伝えようとする試みであった。</p> <p>一部の人々とは、評価段階と開発段階の区別は混乱を招くものと感じていた。</p>	<p>当審議会は、すべてのリサーチ・プロジェクトにおいて2組の質問を考慮する必要がある。</p> <p>(a) 評価 — 財務報告の問題点は存在するか、また、その問題点は基準設定を必要とするほど十分に重大なものか。</p> <p>(b) 開発 — 実行可能で適切な解決策を開発することができるか。</p> <p>しかし、それらを厳密な順序で別個の段階において考慮することは必ずしも必要ではない。したがって、作業計画では評価段階と開発段階を識別しないようにした。</p>
<p>多数のコメント提出者が、適用後レビューで識別された論点を適時に扱うべきであると指摘した。</p>	<p>当審議会在適用後レビューの結果としてプロジェクトに着手する際に、当審議会はその優先度と時期を他のプロジェクトと同じ方法で評価する。時には、これは、こうしたプロジェクトは他のプロジェクトの優先度の方が高い間は進捗しないことを意味する可能性がある。</p>



## IFRS 基準の適用支援及び維持管理

寄せられたコメント	我々の対応
<p>多数のコメント提出者が、解釈指針委員会に提出された論点は当審議会がより幅広く考慮すべきトピックを識別する上で有用な情報を提供していると指摘した。</p>	<p>優先度を設定する際に、当審議会は、解釈指針委員会に提出された未解決の論点を、2015年アジェンダ協議に寄せられた回答とともに考慮した。</p> <p>将来に向かって、当審議会は、必要と考える場合には、緊急問題に対処するためのプロジェクトを作業計画に追加する能力を有している。</p>
<p>多くのコメント提出者が、狭い範囲の修正に関する活動のレベルが、過度の変更を生じさせていると述べた。多くのコメント提出者が、当審議会は狭い範囲の修正を行う際に慎重であるべきだと指摘した。特に、特定のトピック又は基準に関していくつかの論点が識別されている場合である。その場合、当審議会による当該トピックのより幅広いレビューが必要かもしれない。</p> <p>多くのコメント提出者が、提供される追加的なガイダンスは、意図しない結果を生じるおそれのある複雑なルールを導入するのではなく、原則を明確化すべきだとも述べた。</p>	<p>当審議会は、狭い範囲の修正を提案する際には、そうした修正が新たな問題を生じさせないようにするため慎重であるべきであることに同意する。当審議会は、狭い範囲の修正を含めて何らかの変更を提案する前に、変更の必要性の識別に対して証拠を基礎としたアプローチを引き続き適用していく。</p>

## 変更のレベルとペース

寄せられたコメント	我々の対応
<p>数名のコメント提出者が、当審議会は、変更の提案時と変更の最終確定時の両方において、基準の狭い範囲の修正をグループにまとめるべきであると提案した。提案に対するコメント提出者や最終的な変更を適用する人々の負担を軽減するためである。</p>	<p>公開草案と最終的な修正の両方について、当審議会は、狭い範囲の修正を別々の時期ではなく一緒に公表するよう努めていく。</p>

## その他のメッセージ

多数のより戦略的な性質のトピックが 2015 年アジェンダ協議で提起され、評議員会の戦略レビューにおいてより包括的に取り上げられた。

寄せられたコメント	我々の対応
<p>IFRS タクソノミに関するコメントは、ほとんど当審議会に寄せられなかった。オンライン・アンケート調査に回答した数名の投資者が、IFRS タクソノミに関する作業は IFRS 基準の目的適合性を維持する 1 つの方法であると述べた。</p> <p>評議員会の IFRS タクソノミに関する意見募集に回答した人々の過半数が評議員会の戦略に同意した。</p>	<p>評議員会は、当審議会は基準のデジタル表現を管理する必要があると述べた。IFRS タクソノミが効果的に利用され目的に適合することを確保するためである。これを達成するため、当審議会は IFRS タクソノミに関する作業を基準設定活動と統合するためのステップを踏んできた。</p>
<p>すでに米国会計基準とコンバージェンスしている基準のコンバージェンスの維持は、多くのコメント提出者にとって重要であった。他方、コンバージェンスに置く重点は少なくし、当審議会自身の利害関係者のニーズを満たす IFRS 基準の開発により重点を置くべきだと述べたコメント提出者もいた。</p> <p>一部のコメント提出者は、コンバージェンスは、当審議会と財務会計基準審議会（FASB）が行う将来の作業工程にまで拡大すべきだと提案した。</p> <p>FASB は現在、将来の作業計画について協議中である。</p>	<p>評議員会の戦略レビューは、コンバージェンスの維持に関する作業を戦略的目標として識別した。また、当審議会が自身の作業計画を決定する際に FASB の作業工程を考慮に入れて、FASB がメンバーとなっている ASAF からのフィードバックを求めることも提言した。評議員会の提言に従って、評議員会、IASB メンバー及びスタッフは、引き続き、対応する立場の相手との開かれたコミュニケーション経路を維持していく。</p> <p>IASB メンバーは、IASB 作業計画に修正を加えるべきかどうかを評価するために、FASB のアジェンダ協議の結果をモニターしていく。</p>
<p>コメント提出者は、適用の首尾一貫性を高めて負担を少なくし首尾一貫した適用を促進する上での決定的な要因は、明確な原則に基づいた、高品質の容易に理解されるよく書かれた基準を作成することであると考えた。数名のコメント提出者が、当審議会は新基準又は基準の修正を最終確定する際に、その後の修正の可能性を最小限とするため、文案作成の品質をどのように向上させることができるのかを検討すべきだと要望した。</p>	<p>当審議会は、高品質で理解可能なよく書かれた基準を作成するという目的を支えるプロセスを稼働させている。過去 1 年間、狭い範囲の修正の最終確定に関する品質管理手続を強化し、評議員会のデュー・プロセス監督委員会と議論した。IFRS 第 16 号の最終確定に対する入念な考慮されたアプローチは、他の基準に適用できるモデルを生み出した。追加の重点領域は、狭い範囲の修正に関する品質管理手続のモニタリングとなる。</p>
<p>数名のコメント提出者が、基準において平易な英語を使用することの重要性を強調した。</p>	<p>当審議会は、基準で使用する文言をできる限り明確かつ単純にするよう努めている。公開草案について、当審議会は、使用する用語の理解と翻訳が容易かどうかについて具体的なインプットを求めることを検討する予定である。</p>

## 2016年10月20日現在の作業計画

「IASB 作業計画ガイド」が当審議会のウェブサイトで公開されている。下記の作業計画において、DP はディスカッション・ペーパー、ED は公開草案を指している。

活動中のプロジェクト	現在の活動	次の主要なマイルストーン		
		3か月以内	6か月以内	6か月より後
リサーチ・プロジェクト				
開示に関する取組み：開示原則	文案作成		DP 公表	
基本財務諸表	分析	プロジェクトの方向性決定		
共通支配下の企業結合	分析			DP 公表
動的リスク管理	分析			DP 公表
資本の特徴を有する金融商品	分析			DP 公表
のれんと減損	分析			プロジェクトの方向性決定
割引率	分析		リサーチ・サマリー公表	
株式に基づく報酬	文案作成	リサーチ・サマリー公表		
<b>基準設定及び関連プロジェクト</b>				
概念フレームワーク	分析			概念フレームワークの公表
開示に関する取組み：重要性の実務記述書	分析	プロジェクトの方向性決定		
保険契約	文案作成		IFRS 基準公表 (3月予定)	
料金規制対象活動	分析			DP 公表

審議会メンバーが近く公表予定の保険契約に関する IFRS 基準のレビューに集中できるようにするため、開示原則のディスカッション・ペーパーは 2016 年 12 月から 2017 年前半に予定が変更された。他の文書の公表日も、変更の可能性がある。

### 保険契約

近く公表予定の保険契約に関する IFRS 基準の時期は、必要とされる場合には、フィールドテストと現在の文案の外部レビューを完了した後に、2016 年中のこれから先に見直される予定である。

### IFRS for SMEs 基準

当審議会は、IFRS for SMEs 基準の次回の包括的な見直しを 2019 年に開始する計画である。

## IFRS 基準の維持管理

	現在の活動	次の主要なマイルストーン		
		3か月以内	6か月以内	6か月より後
<b>狭い範囲の修正及び IFRIC 解釈指針</b>				
会計方針及び見積りの変更 (IAS 第 8 号の修正案)	文案作成		ED 公表	
適用後レビューから生じた IFRS 第 8 号の明確化	文案作成		ED 公表	
負債の分類 (IAS 第 1 号の修正案)	分析			IFRS 修正公表
事業の定義及び従来保有していた 持分の会計処理 (IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の修正案)	公開協議		プロジェクト の方向性決定	
外貨建取引と前払・前受対価 (IFRIC 解釈指針)	文案作成	IFRIC 解釈指針 公表 (12 月予定)		
有形固定資産：意図した使用の前 の収入 (IAS 第 16 号の修正案)	文案作成			ED 公表
制度改訂、縮小又は清算時の再測 定／確定給付制度からの剰余金の 返金の利用可能性 (IAS 第 19 号及 び IFRIC 第 14 号の修正案)	分析	プロジェクトの 方向性決定		
投資不動産の振替 (IAS 第 40 号の修正)	文案作成	IFRS 修正公表 (12 月予定)		
法人税務処理に関する不確実性 (IFRIC 解釈指針)	分析			IFRIC 解釈指針公表
年次改善 2014－2016	文案作成	IFRS 修正公表 (12 月予定)		
年次改善 2015－2017	文案作成	ED 公表 (1 月予定)		
<b>IFRS タクソノミ</b>				
IFRS 第 4 号の修正に関する IFRS タクソノミ更新案	公開協議	更新の公表 (12 月 予定)		
保険契約に関する IFRS タクソノ ミ更新案	分析		更新案の公表 (3 月予定)	
一般的実務—農業、レジャー、小 売	文案作成	更新案の 公表 (11 月予定)		
一般的実務—銀行	文案作成	更新案の 公表 (11 月予定)		
<b>適用後レビュー</b>				
IFRS 第 13 号「公正価値測定」の 適用後レビュー	分析	プロジェクトの 方向性決定		
IFRS 第 10 号から第 12 号の適用後 レビュー (連結財務諸表及び共同 支配の取決めに関するもの)				PIR の開始

### 適用後レビュー

当審議会は、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用後レビューもいずれ実施する計画である。

## コメント提出者

---

2° Investing Initiative (2°ii)	Changqing Liu
Accounting Methodological Center	CFA Society United Kingdom (CFA UK)
[Бухгалтерский Методологический центр]	China Accounting Standards Committee (CASC)
Accounting Standards Board (AcSB) [Canada]	[中国会计准则委员会]
Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)	Comitê de Pronunciamentos Contábeis (CPC)
[企業会計基準委員会]	[Brazilian Committee for Accounting Pronouncements]
Accounting Standards Committee of Germany (ASCG)	Commissie voor Boekhoudkundige Normen (CBN) –
[Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee (DRSC)]	Commission Des Normes Comptables (CNC) [Belgian Accounting Standards Board]
Accounting Standards Council Singapore (ASC)	Committee for Mineral Reserves International Reporting Standards (CRIRSCO)
Allianz	Consejo Mexicano para la Investigación y Desarrollo de Normas de Información Financiera (CINIF)
Altaf Noor Ali Chartered Accountants	[Mexican Board for Research and Development of Financial Reporting Standards]
[فاطمة نلعررون برورشنم نابساحم]	Cornwall and Isles of Scilly Local Nature Partnership (CIOSLNP)
Asian-Oceanian Standard-Setters Group (AOSSG)	CPA Australia
Association for Financial Markets in Europe (AFME)	Crowe Horwath International
Association Française de la Gestion Financière (AFG)	Deloitte Touche Tohmatsu
[French Asset Management Association]	Die Deutsche Kreditwirtschaft [The German Banking Industry Committee]
association française des investisseurs institutionnels (af2i) [French association of institutional investors]	Denise Silvia Ferreira Juvenal
Association of Chartered Certified Accountants (ACCA)	Embraear
Association pour la participation des entreprises françaises à l’harmonisation comptable internationale (ACTEO) [Association for the participation of French businesses in convergence of accounting standards]/ Association française des entreprises privées (AFEP) [French association of large companies]/ Mouvement des Entreprises de France (MEDEF) [Movement of French Enterprises]	Ernst & Young (EY) Global
Australian Accounting Standards Board (AASB)	Eumedion [Corporate Governance Forum]
Austrian Financial Reporting and Auditing Committee (AFRAC) [Beirat für Rechnungslegung und Abschlussprüfung]	European Accounting Association (EAA)
Autorité des normes comptables (ANC) [French accounting standards authority]	European Banking Authority (EBA)
Basel Committee on Banking Supervision	European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG)
BDO IFR Advisory	European Securities and Markets Authority (ESMA)
BlackRock	Fédération Bancaire Française (FBF) [French Banking Federation]
BusinessEurope	Federation of European Accountants [Fédération des Experts-comptables Européens (FEE)]
California Public Employees’ Retirement System (CalPERS)	Financial Executives International (FEI) Canada
Canadian Bankers Association (CBA)	Financial Reporting Council (FRC) [UK]
Canadian Securities Administrators (CSA)	Financial Reporting Standards Council (FRSC) [South Africa]
CFA Institute	FirstRand
	Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft (GDV) [German Insurance Association]
	Grant Thornton International

## コメント提出者（続き）

---

Group of 100 [Australia]

Group of Latin American Accounting Standard Setters (GLASS) [Grupo Latinoamericano de Emisores de Normas de Información Financiera (GLENIF)]

Heads of Treasuries Accounting and Reporting Advisory Committee (HoTARAC) [Australia]

Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (HKICPA) [香港會計師公會]

ICAS

IFRS Interpretations Committee

Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland (IDW) [Institute of Public Auditors in Germany]

Institute of International Finance (IIF)

Institute of Management Accountants (IMA)

Institute of Public Accountants (IPA) [Australia]

Institute of Singapore Chartered Accountants (ISCA)

Insurance Europe

International Actuarial Association (IAA)

International Association of Insurance Supervisors (IAIS)

International Energy Accounting Forum (IEAF)

International Organization of Securities Commissions (IOSCO)

International Swaps and Derivatives Association (ISDA)

Japanese Bankers Association (JBA) [全国銀行協会]

Keidanren [Japan Business Federation]

Korea Accounting Standards Board (KASB) [회계기준위원회]

Korean Institute of Certified Public Accountants (KICPA) [한국공인회계사회]

KPMG IFRG

La Société Française des Analystes Financiers (SFAF) [The French Society of Financial Analysts]

Malaysian Accounting Standards Board (MASB) [Lembaga Piawaian Perakaunan Malaysia]

Mazars

Ministerio de Economía y Competitividad [Spanish Ministry of Economy and Competitiveness]

New Zealand Accounting Standards Board (NZASB)

Norsk RegnskapsStiftelse [Norwegian Accounting Standards Board (NASB)]

Organismo Italiano di Contabilità (OIC) [The Italian Standard Setter]

Pan African Federation of Accountants (PAFA)

PricewaterhouseCoopers (PwC)

Raad voor de Jaarverslaggeving [Dutch Accounting Standards Board (DASB)]

Real Estate Equities Securitization Alliance (REESA)

Repsol

RSM International

Sanofi

Sarasin & Partners

Securities and Exchange Board of India (SEBI) [भारतीय प्रतिभूति और विनियम बोर्ड]

Shell International [London]

Svenskt Näringsliv [Confederation of Swedish Enterprise]

SwissHoldings [Federation of Industrial and Service Groups in Switzerland]

Syngenta International

Temasek Holdings

The Hong Kong Association of Banks (HKAB)

[香港銀行公會]

The 100 Group

The Association of Investment Companies (AIC)

The Chartered Institute of Public Finance and Accountancy (CIPFA)

The Corporate Reporting Users' Forum (CRUF) [Global]

The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)

The Institute of Chartered Accountants of India (ICAI) [भारतीय सनदी लेखाकार संस्थान]

The Investment Association

The Japanese Institute of Certified Public Accountants (JICPA) [日本公認会計士協会]

The Life Insurance Association of Japan (LIAJ)

[生命保険協会]

The Linde Group

The Malaysian Institute of Certified Public Accountants (MICPA) [Institut Akauntan Awam Bertauliah Malaysia]

The Quoted Companies Alliance (QCA)

The Securities Analysts Association of Japan (SAAJ)

[日本証券アナリスト協会]

The South African Institute of Chartered Accountants  
(SAICA)

The Swedish Financial Reporting Board [Rådet för  
finansiell rapportering]

Unilever

Union of the Electricity Industry (EURELECTRIC)

United Nations Environment Programme (UNEP)

United Nations Framework Convention on Climate  
Change (UNFCCC)

UPM-Kymmene Corporation

Vereinigung zur Mitwirkung an der Entwicklung des  
Bilanzrechts für Familiengesellschaften (VMEBF)

[Association for Participation in the Development of  
Accounting Regulations for Family-owned Entities]

Warwick Manufacturing Group, University of  
Warwick (WMG)



**International Financial Reporting Standards**®

**IFRS Foundation**®

**IFRS**®

**IAS**®

**IFRIC**®

**SIC**®

**IASB**®

IFRS 財団の商標が使用あるいは登録されている国々の詳細は IFRS 財団にお問い合わせください。

国際会計基準審議会は IFRS 財団の独立した基準設定機関である。

30 Cannon Street | London EC4M 6XH | United Kingdom

Telephone: +44 (0)20 7332 6410 Fax: +44 (0)20 7332 6411

Email: [info@ifrs.org](mailto:info@ifrs.org) | Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

Publications Department

Telephone: +44 (0)20 7332 2730 | Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org)